

令和6年度 町県民税申告の手引き

令和6年度の町県民税は、前年(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)の所得に基づき課税されます。

令和5年分の所得について、この「申告書の手引き」をお読みのうえ、3月15日(金)までに申告をしてください。

※この手引きでは、記入される頻度が多い項目について解説しています。解説がない項目や申告書にない項目(分離課税譲渡所得、山林所得、退職所得など)について記入する必要がある場合は、個別にお問合せください。

※給与や年金など、令和5年中に所得税の源泉徴収税額が生じる収入があった方のうち、今回の申告で生命保険や医療費等の控除を追加する方で、その追加により源泉徴収された所得税の還付を受けようとする場合は、所得税(税務署)の確定申告が必要です(この申告書では還付は受けられませんのでご注意ください)。

申告書の書き方(表面)

「現住所」「氏名」などの記入のしかた

現住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号(マイナンバー)などを正しく記入し、押印してください。

「1月1日現在の住所」は、令和4年1月1日時点の住所を記入します。申告時の住所が令和4年1月1日の住所と同じ場合は、「#」や「同上」と記入してください。

「続柄」は、世帯主の方から見たあなたの続柄を記入してください。

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4 所得から差し引かれる金額」の記入のしかた

申告書の番号に従って説明しておりますので、該当するところに記入してください。

⑬社会保険料控除……前年中に申告者が、申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族の国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料などを支払った場合に控除されます(国民年金保険料については、支払証明書の添付が必要)。なお、申告者と生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている社会保険料については、申告者の控除対象になりません。

<記入欄>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑬の合計金額を、「4 所得から差し引かれる金額」の⑬に転記してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除…前年中に申告者が支払った小規模企業共済等掛金や個人型確定拠出年金の掛金などがある場合に控除されます(控除証明書の添付が必要)。

<記入欄>「4 所得から差し引かれる金額」の⑭に金額を記入してください。

⑮生命保険料控除…前年中に申告者が支払った、申告者や配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約等・介護医療保険契約等、または個人年金保険契約等に基づいた保険料がある場合に控除されます(控除証明書の添付が必要)。

計算方法は 10 ページをご覧ください。

⑯地震保険料控除…前年中に申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族が常時居住している家屋や家財を保険の目的とし、かつ、地震、噴火または津波等を原因とする火災、損壊等による損害額を補てんする損害保険契約等に基づいた保険料等を、申告者が支払った場合に控除されます(控除証明書の添付が必要)。

◇長期損害保険契約等に基づく損害保険料…経過措置として、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等(10 年以上の契約で、満期返戻金がある長期損害保険契約。平成 19 年 1 月 1 日以降に一定の契約変更をしたものや、地震保険料控除の対象になるものは除く)に基づく保険料等については、従前の損害保険料控除を適用します(控除証明書の添付が必要)。

計算方法は 12 ページをご覧ください。

⑰寡婦控除(注 1)…下記のひとり親控除に該当せず、夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族を有する方、または夫と死別した後婚姻していない方・夫の生死が明らかでない方で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の場合に該当します。(住民票の続柄に「夫(未届)」と記載がある方は対象外)

◆控除金額 寡婦 26 万円

⑱ひとり親控除(注 1)…婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年中の合計所得金額が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者(注 2)または扶養親族となっていない方)を有する単身者で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の場合に該当します。(住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外)

◆控除金額 ひとり親 30 万円

⑲勤労学生控除(注 1)…申告者が学生・生徒で、前年中の合計所得金額が 75 万円以下(そのうち自分の勤労によらない所得が 10 万円以下)の場合に該当します。

◆控除金額 勤労学生 26 万円

<記入欄>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑲□勤労学生控除」に「」をつけ、学校名を記入のうえ、「4 所得から差し引かれる金額」の⑲～⑳に控除金額を記入してください(学生である証明書の添付が必要)。

⑳障害者控除(注 1)…申告者や同一生計配偶者(注 2)、扶養親族が障害者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を所持、または、これらと同程度の障害のある方など)である場合に該当します。

◆控除金額 障害者 26 万円

◇障害者のうち身体障害者手帳に障害の程度が1級または2級と記載されている方など、特に重度の障害のある場合は特別障害者に該当します。

◆控除金額 特別障害者 30万円

◇特別障害者と、申告者、配偶者、生計を一にする親族のいずれかが同居している場合には、23万円が控除金額に加算されます。

＜記入欄＞「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑳に障害の程度を記入し、「4 所得から差し引かれる金額」の㉑～㉒に控除金額を記入してください。

㉑配偶者控除(注1)…生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合に該当します。ただし、申告者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合や配偶者が事業専従者である場合、他の人の扶養親族である場合は該当しません。

計算方法は13ページをご覧ください。

㉒配偶者特別控除(注1)…申告者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に該当します。ただし、配偶者が事業専従者である場合は該当しません。

計算方法は13ページをご覧ください。

㉓扶養控除(注1)…申告者と生計を一にする親族(配偶者を除く)のうち、生年月日が平成19年1月1日以前で前年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合(前年中に死亡した方を含む)に控除されます。ただし、その方が事業専従者となっている場合や、他の人の同一生計配偶者(注2)または扶養親族とされている場合は該当しません。

◇特定扶養親族(生年月日が平成13年1月2日～平成17年1月1日までの間の「年齢19歳以上23歳未満の方」)

◆控除金額 45万円

◇老人扶養親族(生年月日が昭和29年1月1日以前の「年齢70歳以上の方」)

◆控除金額 38万円

◇同居老親等(老人扶養親族のうち、申告者またはその配偶者の父母・祖父母などで、申告者またはその配偶者と同居している場合)

◆控除金額 45万円

◇その他扶養親族

◆控除金額 33万円

＜記入欄＞「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓の「同居」・「別居」に「」をつけ、扶養親族の氏名、生年月日、続柄、個人番号を記入し、控除金額の合計を「4 所得から差し引かれる金額」の㉓に記入してください(別居の場合は申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」も記入)。

年少扶養親族(生年月日が平成20年1月2日以降の「16歳未満の方」)がいる場合も「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」㉓下の「16歳未満の扶養親族」に氏名等を記入してください。なお、扶養控除は受けられません。

- ②④基礎控除…◇合計所得金額が 2,400 万円以下 ◆控除金額 43 万円
 ◇合計所得金額が 2,400 万円超 2,450 万以下 ◆控除金額 29 万円
 ◇合計所得金額が 2,450 万円超 2,500 万以下 ◆控除金額 15 万円
 ◇合計所得金額が 2,500 万円超 ◆控除金額 0 円

②⑤雑損控除…前年中に申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族が、災害などにより住宅、家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)があった場合に、次のいずれか多い金額が控除されます。(罹災証明書や損害金額・保険金などで補てんされる金額等を証明する書類の添付が必要)

◇ A 損害金額－B 保険金などで補てんされる金額－(⑫所得金額の合計×0.1)

◇ C 差引損失額(A－B)のうち災害関連支出の金額－50,000 円

<記入欄>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の各欄に記入し、「4 所得から差し引かれる金額」の上に上記のいずれか多い金額を記入してください。

②⑦医療費控除…前年中に申告者が、申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族のために支払った医療費等の合計額が一定の金額以上ある場合に控除されます。

計算方法は 14 ページをご覧ください。

※医療費控除の明細書(各病院・薬局等の合計金額、保険等から補てんされる金額を個人ごとにとりまとめたもの)及び、前年中に支払った医療費等の領収書(保険等から補てんがある場合はその金額がわかるもの)の添付が必要となります。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、対象部分にかかる明細の記入を省略できます

◇セルフメディケーション税制の特例…前年中に申告者(健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方)が、申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族のために、特定一般用医薬品等購入費(医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用されたスイッチ OTC 医薬品の購入費)を支払った場合に控除されます。なお、領収書と明細書(セルフメディケーション税制用)に加え、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を証明する書類(検診の結果通知書・予防接種の領収書等)の添付が必要となります。

計算方法は 14 ページをご覧ください。

※セルフメディケーション税制の明細書の用紙が必要な場合は、税務会計課までお問合せください。

※セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。また、一度選択した控除を変更することもできません。

(注 1) 各控除に該当するか否かは、前年の 12 月 31 日の現況によって判定します

(注 2) 生計を一にする合計所得金額が 48 万円以下の配偶者

「1 収入金額等」及び「2 所得金額」の記入のしかた

ア・①営業等所得……卸売業、小売業、製造業、外交員などの事業等から生じる所得です。収入金額をアに記入し、収入金額から必要経費を引いた所得金額を①に記入してください。

イ・②農業所得……米、麦、野菜、果樹の生産などの事業から生じる所得です。

収入金額をイに記入し、収入金額から必要経費を引いた所得金額を②に記入してください。

ウ・③不動産所得……地代、家賃などから生じる所得です。

収入金額をウに記入し、収入金額から必要経費を引いた所得金額を③に記入してください。

※営業等所得・農業所得・不動産所得については、申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」を記入して計算してください。

エ・④利子所得……預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得です(源泉分離課税分を除きます)。

オ・⑤配当所得……法人から受ける剰余金の配当、証券投資信託(公社債投資信託を除く)の収益の分配などから生じる所得です。申告書裏面「8 配当所得に関する事項」を記入して計算してください。

カ・⑥給与所得……給料、賞与、俸給、賃金、歳費などの所得です。計算方法は7ページをご覧ください。

※収入金額については、所得税や社会保険料などを差し引く前の金額(源泉徴収票中の「支払金額」)を記入してください。2箇所以上の給与がある場合には、収入金額の合計を記入してください。申告書裏面「6 給与所得の内訳」を記入して計算してください。

キ・⑦雑所得(公的年金等)……国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの所得です(障害年金・遺族年金は、収入金額には含めません)。計算方法は8ページをご覧ください。

※収入金額については所得税や社会保険料などを差し引く前の金額(公的年金等の源泉徴収票中の「支払金額」)を記入してください。2箇所以上の公的年金等がある場合には、収入金額の合計を記入してください。

ク・⑧雑所得(業務)……原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引などの副収入による所得です。申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」を用いて計算し、所得金額を「2 所得金額」の⑧に記入してください。

ケ・⑨雑所得(その他)……生命保険契約に基づいて支給を受ける年金などの上記以外のものによる所得です。申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」を用いて計算し、所得金額を「2 所得金額」の⑨に記入してください。また、⑦～⑨の合計額を⑩に記入してください。

コ・サ・⑩総合譲渡所得……機械・ゴルフ会員権などの資産の譲渡(土地・建物などは除く)による所得です。

※「コ 短期譲渡」は保有期間5年以内の資産の譲渡、「サ 長期譲渡」は保有期間5年を超える資産の譲渡のことをいいます。

シ・⑪一時所得……賞金、懸賞当選金、競馬等の払戻金、生命保険の満期受取金等の所得です。

※所得金額は、申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入して計算し、イ

の金額を「1 収入金額等」のコ、ロの金額をサ、ハの金額をシに転記し、さらに二の金額を「2 所得金額」の①に転記してください。

※特別控除の額は、差引金額を限度とし、最高 50 万円です。また短期分から引ききれないときは長期分から引いてください

「5 給与・公的年金等に係る所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法」は、給与・公的年金等以外の所得部分に係る町県民税について、自分で納付(普通徴収)を希望される場合のみ「☑」を付けてください。

申告書の書き方(裏面)

「11 事業専従者に関する事項」の記入のしかた

◎事業専従者に該当する方

申告者の営む事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき事業に、その年を通じて 6 箇月を超える期間専ら従事する配偶者及び 15 歳以上(前年の 12 月 31 日現在)の親族です。

申告者に、事業専従者がいる場合には、申告書裏面「11 事業専従者に関する事項」に記入してください。

(注)事業専従者に該当する方は、同一生計配偶者・配偶者特別控除または扶養控除の対象とすることはできません。

◎事業専従者控除額(青色申告者を除く)…白色申告

次の①と②の金額のいずれか低い方の金額が、事業専従者控除額として必要経費とみなされます。

①ア. 配偶者が事業専従者の場合 860,000 円

イ. 配偶者以外の親族が事業専従者の場合 500,000 円

②その事業に係る事業所得、不動産所得または山林所得の金額を事業専従者の数に 1 を加えた数で除して得た金額

(注)事業専従者控除額は、そのまま事業専従者の給与所得の収入金額とみなされます。

「15 寄附金に関する事項」の記入のしかた

◇都道府県・市区町村への寄附金がある場合、「15 寄附金控除に関する事項」のAの欄に寄附先の名称・所在地、寄附金の合計額を記入してください(都道府県・市区町村が発行する領収書が必要)。

◇埼玉県共同募金会または日本赤十字社埼玉県支部への寄附金がある場合、「15 寄附金控除に関する事項」のBの欄に寄附先の名称・所在地、寄附金の合計額を記入してください(寄附金額及びその受領した年月日を証明する書類等の添付が必要)。

◇埼玉県条例で指定された事業所への寄附金がある場合、「15 寄附金控除に関する事項」のCの欄に、寄附先の名称・所在地、寄附金の合計額を記入してください。町の条例で指定された事業所への寄附金がある場合は、Dの欄に、寄附先の名称・所在地、寄附金の合計額を記入してください(どの条例の場合も、寄附金額及びその受領した年月日を証明する書類等の添付が必要)。

「16 所得金額調整控除に関する事項」の記入のしかた

◎申告者や同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者に該当し、かつ申告者の給与等の収入金額が850万円を超える場合

…申告書裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」に特別障害に該当する方の氏名・続柄・生年月日・特別障害の級度・個人番号・別居の場合の住所を記入してください。

◎23歳未満の扶養親族を有し、かつ申告者の給与等の収入金額が850万円を超える場合

…申告書裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」に23歳未満の扶養親族の氏名・続柄・生年月日・個人番号・別居の場合の住所を記入してください。

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がないため、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

カ・⑥ 給与所得金額の計算

A 給与等の収入金額の合計	円
---------------	---

<記入欄>「1 収入金額等」の力にAの金額を転記し、下記の表にあてはめて算出した給与所得金額(小数点以下切り捨て)を「2 所得金額」の⑥に転記してください。

Aの金額	給与所得金額	Aの金額	給与所得金額	
～550,999円	0円	1,628,000円 ～1,799,999円	A÷4(千円未満の端数切り捨て) =B _____,000円	B×2.4+ 100,000円= 円
551,000円 ～1,618,999円	A-550,000円 =____円	1,800,000円 ～3,599,999円		B×2.8-80,000 円=____円
1,619,000円 ～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円 ～6,599,999円		B×3.2- 440,000円= 円

1,620,000 円 ～1,621,999 円	1,070,000 円	6,600,000 円 ～8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円 = _____ 円
1,622,000 円 ～1,623,999 円	1,072,000 円	8,500,000 円～	$A - 1,950,000$ 円 = _____ 円
1,624,000 円 ～1,627,999 円	1,074,000 円		

※給与等の収入金額が 850 万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、次の所得金額調整控除額を給与所得金額から差し引く

- (1)申告者が特別障害者に該当する
- (2)23 歳未満の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

◎所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額(上限 1,000 万円) - 850 万円) × 0.1

キ・⑦ 雑所得(公的年金等)金額の計算

A 公的年金等の収入金額の合計	円
-----------------	---

<記入欄>「1 収入金額等」のキに A の金額を転記し、下記の表にあてはめて算出した公的年金等に係る雑所得金額(小数点以下切り捨て)を「2 所得金額」の⑦に転記してください。

区分	A の金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		～ 10,000,000 円	10,000,001 円 ～ 20,000,000 円	20,000,001 円～
昭和 34 年 1 月 2 日以後に生まれた方	～1,300,000 円	$A - 600,000$ 円 = _____ 円	$A - 500,000$ 円 = _____ 円	$A - 400,000$ 円 = _____ 円
	1,300,001 円 ～4,099,999 円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円 = _____ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円 = _____ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円 = _____ 円
	4,100,000 円 ～7,699,999 円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円 = _____ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円 = _____ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円 = _____ 円

	7,700,000 円 ～9,999,999 円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = ____ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円 = ____ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円 = ____ 円
	10,000,000 円～	$A - 1,955,000$ 円 = ____ 円	$A - 1,855,000$ 円 = ____ 円	$A - 1,755,000$ 円 = ____ 円

区分	A の金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		～ 10,000,000 円	10,000,001 円 ～ 20,000,000 円	20,000,001 円～
昭和 34 年 1 月 1 日以前に生まれた方	～3,300,000 円	$A - 1,100,000$ 円 = ____ 円	$A - 1,000,000$ 円 = ____ 円	$A - 900,000$ 円 = ____ 円
	3,300,001 円 ～ 4,099,999 円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円 = ____ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円 = ____ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円 = ____ 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円 = ____ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円 = ____ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円 = ____ 円
	7,700,000 円 ～9,999,999 円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = ____ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円 = ____ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円 = ____ 円
	10,000,000 円～	$A - 1,955,000$ 円 = ____ 円	$A - 1,855,000$ 円 = ____ 円	$A - 1,755,000$ 円 = ____ 円

※給与所得金額及び公的年金等の雑所得金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の所得金額調整控除額を給与所得金額から差し引く

◎所得金額調整控除額 = (給与所得金額(上限 10 万円) + 公的年金等の雑所得金額(上限 10 万円)) - 10 万円 (給与等の収入金額が 850 万円を超える際の所得金額調整控除額がある場合は、その控除後の給与所得金額で計算)

⑮ 生命保険料控除の計算

(1)平成 24 年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除(新契約分)

※計算値の 1 円未満の端数は切り上げ

A	新生命保険料の計	円	C	新個人年金保険料の計	円
---	----------	---	---	------------	---

新生命保険料	A の金額	新生命保険料の控除額 (A')	新個人年金保険料	C の金額	新個人年金保険料の控除額 (C')
	~12,000 円	A の金額 = __円		~12,000 円	C の金額 = __円
	12,001 円 ~32,000 円	A の金額 × 0.5 + 6,000 円 = __円		12,001 円 ~32,000 円	C の金額 × 0.5 + 6,000 円 = __円
	32,001 円 ~56,000 円	A の金額 × 0.25 + 14,000 円 = __円		32,001 円 ~56,000 円	C の金額 × 0.25 + 14,000 円 = __円
	56,001 円~	(一律) 28,000 円		56,001 円~	(一律) 28,000 円

E	介護医療保険料の計	円
---	-----------	---

介護医療保険料	E の金額	介護医療保険料の控除額 (E')
	~12,000 円	E の金額 = __円
	12,001 円 ~32,000 円	E の金額 × 0.5 + 6,000 円 = __円

32,001 円 ～56,000 円	E の金額 × 0.25 + 14,000 円 = __ 円
56,001 円～	(一律) 28,000 円

(2)平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除(旧契約分)

※計算値の 1 円未満の端数は切り上げ

B	旧生命保険料の計	円	D	旧個人年金保険料の計	円
---	----------	---	---	------------	---

旧生命保険料	B の金額	新生命保険料の控除額 (B')	旧個人年金保険料	D の金額	新個人年金保険料の控除額 (D')
	～15,000 円	B の金額 = __ 円		～15,000 円	D の金額 = __ 円
	15,001 円 ～40,000 円	B の金額 × 0.5 + 7,500 円 = __ 円		15,001 円 ～40,000 円	D の金額 × 0.5 + 7,500 円 = __ 円
	40,001 円 ～70,000 円	B の金額 × 0.25 + 17,500 円 = __ 円		40,001 円 ～70,000 円	D の金額 × 0.25 + 17,500 円 = __ 円
	70,001 円～	(一律) 35,000 円		70,001 円～	(一律) 35,000 円

※新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合、(1)の計算式によって計算した金額と(2)の計算式によって計算した金額との合計額(それぞれ最高 28,000 円)が控除額となります

F	一般生命保険料において新旧双方の控除を受ける場合 (A') + (B')	(最高 28,000 円) 円
G	個人年金保険料において新旧双方の控除を受ける場合 (C') + (D')	(最高 28,000 円) 円

H	(A')、(B')、(F)のうちもっとも多い金額	円
I	(C')、(D')、(G)のうちもっとも多い金額	円
J	生命保険料控除額 (H) + (I) + (E')	(最高 70,000 円) 円

<記入欄>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑮にA～Eを、「4 所得から差し引かれる金額」の⑮にJの金額をそれぞれ転記してください。

⑯ 地震保険料控除額の計算

※計算値の1円未満の端数は切り上げ

A	地震保険料の計	円	B	旧長期損害保険料の計	円
---	---------	---	---	------------	---

地震保険料	Aの金額	地震保険料の控除額(C)	旧長期損害保険料	Bの金額	旧長期損害保険料の控除額(D)
	～50,000円	Aの金額×0.5 = ___円		～5,000円	Bの金額＝ ___円
	50,001円～	(一律) 25,000円		5,001円 ～15,000円	Bの金額× 0.5+2,500円 = ___円
	～			15,001円～	(一律) 10,000円

E	地震保険料控除額(C)+(D)	(最高 25,000 円) _____円
---	-----------------	----------------------

<記入欄>「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑯にA・Bを、「4 所得から差し引かれる金額」の⑯にEの金額をそれぞれ転記してください。

※1つの契約で地震保険、旧長期損害保険の両方を含んでいる場合は控除金額の大きい方を適用します

②1 配偶者控除の計算

申告者の前年中の合計所得金額	配偶者控除	老人配偶者控除
900万円以下	330,000円	380,000円
900万円超 950万円以下	220,000円	260,000円
950万円超 1,000万円以下	110,000円	130,000円

※老人配偶者とは生年月日が昭和29年1月1日以前の「年齢70歳以上の配偶者」のことをいいます

＜記入欄＞「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の②1～②2に配偶者の氏名、個人番号、生年月日を記入し、該当する控除金額を「4 所得から差し引かれる金額」の②1～②2に記入してください。

②3 配偶者特別控除の計算

配偶者の前年中の合計所得金額	申告者の前年中の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円

＜記入欄＞「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の②1～②2に配偶者の氏名、個人番号、生年月日、前年中の合計所得金額を記入し、該当する控除金額を「4 所得から差し引かれる金額」の②1～②2に記入してください。

◎同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)

「□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」欄は、生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者でかつ申告者の合計所得金額が1,000万円を超える方が対象です。該当する場合には、☑を記入してください。

㉑医療費控除額の計算

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	差引金額(A-B)	円
D	申告書の㉑(所得金額)	円
E	D×0.05(1円未満端数切り捨て)	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	医療費控除額(C-F)	(最高 200 万円) 円

＜記入欄＞「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉑にA・Bを、「4 所得から差し引かれる金額」の㉑にGの金額をそれぞれ転記してください(この時、「区分」欄の「□」には何も記入しないでください)。

※ D で、他に分離課税となる所得があるときはそれらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します

㉒セルフメディケーション税制の特例の計算

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	差引金額(A-B)	円
D	医療費控除額(C-F)	(最高 88,000 円) 円

＜記入欄＞「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉑にA・Bを転記し「4 所得から差し引かれる金額」の㉑の「区分」欄の「□」に☑を記入し、D の金額を転記してください。